

三重県総合評価方式試行要領

(目的)

第1条 この要領は、三重県が発注する建設工事において、入札者から性能、機能、技術等(以下「性能等」という。)に関する提案(以下「技術提案」という。)を募集し民間の技術を積極的に活用することにより、価格だけでなく、価格以外の技術的な要素を考慮することにより公共事業の質を高めることを目的に、入札時に工事価格及び性能等をもって申し込みをさせ、これらを総合的に評価して落札者を決定する方式(以下「総合評価方式」という。)の実施に関し必要な事項を定め、その適正な活用をはかることを目的とする。

(対象工事の範囲)

第2条 この要領に定める対象工事の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 総合的なコストに関する事項

入札者の提示する性能等によって、工事価格に、工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の減額相当額並びに維持更新費を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると認められる工事

(2) 工事目的物の性能、機能に関する事項

入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事

(3) 社会的要請に関する事項

環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策またはリサイクル対策を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して対策達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事

(4) その他

総合評価方式に基づき執行することが適当であると、当該業務を所掌する事業室または地域機関の事務所の室長または所長が認める工事

(総合評価方式の選定)

第3条 総合評価方式は、次の各号に掲げる入札方式から選定する。

(1) 高度技術提案型

高度な技術提案を要する工事について、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、供用性(維持管理の容易性)等、環境の維持、景観等の評価項目に基づき、高度な技術提案(歩掛・単価を含む)を活用して、性能等と入札価格とを総合的に評価する。

(2) 簡易型

技術的な工夫の小さい工事について、簡易な施工計画や施工方法、同種工事の経験、工事成績等の評価項目に基づき、性能等と入札価格とを総合的に評価する。

(3) 標準型

高度な技術提案を要する工事及び技術的な工夫の小さい工事以外の工事について、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等の評価項目に基づき、性能等と入札価格

とを総合的に評価する。

(入札方式の指定及び執行)

第4条 知事又はその委任を受けて契約の締結権を有する者(以下「契約締結権者」という。)は、第2条に該当する工事の施工にあたり、当該工事を所掌する競争入札審査会(以下「競争入札審査会」という。)の審査を経て入札方式の指定を行う。

2 前項で指定した工事の落札者の決定までの執行に関しては、契約締結権者は第5条に規定する総合評価方式技術審査会の調査、審議を経て、競争入札審査会の承認を得るものとする。

(総合評価方式技術審査会)

第5条 競争入札審査会又は別途定める機関(以下「競争入札審査会等」という。)の長は、総合評価方式技術審査会(以下「技術審査会」という。)を設置することとする。

2 技術審査会は次の各号に掲げる事項を調査、審議し、その結果を当該業務の競争入札審査会等に報告するものとする。

- (1) 総合評価にかかる技術提案の要求要件、技術提案の範囲の設定
- (2) 総合評価にかかる評価基準の設定
- (3) 提出された技術提案の審査

3 技術審査会は、会長、副会長及び委員をもって構成し、その主たる構成は別紙4を参考に対象工事の規模・内容により選定するものとする。

4 技術審査会は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項に基づき、あらかじめ、以下に掲げる事項について次条に定める学識経験者等で構成する三重県公共工事等総合評価意見聴取会の意見を聴かなければならない。なお、専門工事等において特殊な技術提案を求めて評価するなどの場合は、別途学識経験者の意見を聴くことができることとする。

- (1) 総合評価方式を行おうとするとき、総合評価方式によることの適否について
- (2) 落札者決定基準(評価項目及び評価基準をさす。)を定めようとするとき、当該落札者決定基準を定めるにあたり留意すべき事項について
- (3) 落札者を決定しようとするとき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格その他の条件が最も有利と思われるものの決定について

(三重県公共工事等総合評価意見聴取会)

第6条 公共事業総合推進本部副本部長(県土整備部長)は、三重県公共工事等総合評価意見聴取会を設置することとする。

2 三重県公共工事等総合評価意見聴取会の要領は別に定める。

(入札公告又は技術資料収集に係る掲示等に明示する事項)

第7条 提案を募集する場合には、入札公告に係る掲示及び入札説明書に次の事項を加える。

(1) 入札公告に係る掲示

- ア 当該工事が、総合評価方式であること。
- イ 総合評価方式の競争入札参加資格に関わる事項
- ウ 技術提案により施工しようとする場合は、その内容を明示した設計及び施工計画

書を提出すること。技術提案が適正と認められない場合に標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画等を併せて提出すること。また標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画等を提出すること。

エ 技術提案等の採否については、競争参加資格（一般競争入札）の確認の通知に併せて通知すること（あるいは、ヒアリング時に伝えること）

オ 資料作成説明会を実施すること。（資料作成説明会を開催する場合）

カ 資料のヒアリングを実施すること。（資料のヒアリングを実施する場合）

キ 提案で求める性能等の要求要件及び評価基準

ク 総合評価の方法及び落札者の決定方法

（２）入札説明書

ア （１）の内容の詳細

イ 技術提案等は競争参加資格の確認に反映されること。また、その審査に当たっては、施工の確実性、安全性、費用等について評価すること。

ウ 技術提案等の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知すること（あるいは、ヒアリング時に伝えること）。その際、技術提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付すること。また、技術提案及び標準案の両方を提出した建設業者に対して標準案に基づく競争参加資格の確認が行われた場合、及び、技術提案が適正と認められなかった場合、当該建設業者は、技術提案が適正と認められなかった理由について説明要求を行うことができること。

エ 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではないこと。

オ 技術提案が適正と認められたことにより、設計図書において施工方法等の指定がされていない部分の工事に関する責任が軽減されるものではないこと。

カ 性能等に関わる提案が履行できなかった場合で再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約額の減額、損害賠償等を行うこと。

（提案の提出）

第 8 条 提案の提出に係る手続は以下のとおりとする。

（１）提案を求める範囲

技術提案を求める範囲は、設計及び施工方法等に関するもので、原則として設計図書において指定されたもののうち、総合評価方式によることで発注者に有利となる調達が可能な提案を期待できるもので、民間の技術開発を積極的に活用することが適当と認められるものの中から、工事の特性に応じて定めることとする。

（２）提案を求める部分の位置づけ

技術提案を求める部分については、設計図書において施工方法等を指定しないものとする。

（３）提案の提出方法

入札者は、技術提案を行う場合、その内容を明示した設計及び施工計画書等を提出するものとする。なお、入札者は、技術提案が適正と認められない場合において標準案に基づいて施工する意思がある場合、標準案による施工計画等を併せて提出することができるものとする。

(技術資料作成説明会の開催、提出資料のヒアリング)

第9条 競争入札審査会等の長は、必要があると認めるときは、技術資料作成説明会の開催、及び資料のヒアリングについて、技術審査会に実施させることができるものとする。

(提案の審査)

第10条 提出された技術提案及び標準案に基づく施工計画等については、技術審査会による審査を経て、競争参加資格の確認に反映されるものとする。

- 2 技術提案に基づく施工計画等の審査にあたっては、施工の確実性、安全性、標準案と比較した経済性等を、また標準案に基づく施工計画等の審査にあたっては、施工の確実性、安全性を評価するものとする。なお、建設業者が技術提案及び標準案に基づく施工計画等を併せて提出した場合において、技術提案に基づく施工計画等が適正であると認められるときは、標準案に基づく施工計画等の審査は行わないものとする。

(提案の採否の通知)

第11条 技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて技術提案を提出した建設業者に通知するものとする。ただし、簡易型の場合はこれによらず、ヒアリング時に伝えることができるものとする。

- 2 技術提案が適正と認められなかった者に対しては、その理由を付して通知するものとする。なお、技術提案及び標準案の両方を提出した建設業者に対して標準案に基づく競争参加資格の確認が行われた場合、及び、技術提案が適正と認められなかった場合、当該建設業者は技術提案が適正と認められなかった理由について説明要求を行うことができるものとする。

(総合評価の方法)

第12条 総合評価の方法については次のとおりとする。

- (1) 評価の対象とする性能等の要求要件について、当該工事の目的・内容に応じ評価項目・評価基準を設定する。
- (2) 各評価項目の評価に応じ得点を与える。
- (3) 価格及び性能等に係る総合評価は、下記の方式のいずれかによるものとする。

ア 除算方式

(2)の各評価項目の得点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

イ 加算方式

(2)の各評価項目の得点の合計に当該入札者の入札価格を点数化したものを合算して得た数値をもって行う。

(落札者の決定)

第13条 落札者の決定については、入札者に価格及び性能等を持って申込みをさせ、次の各要件に該当する者のうち、第12条(総合評価の方法)により得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- (2) 入札に係る性能等が、入札公告または技術資料収集に係る掲示において明らかにし

た性能等の要求要件の最低限の要求要件を全て満たしていること。

(3) 評価値が、予定価格の算出の前提となる状態で想定される得点を予定価格で除した数値(基準評価値)を下回っていないこと(除算方式の場合)

- 2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

(提案内容の保護)

第14条 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。なお、この旨を技術資料作成要領、特記仕様書等に記載することにより、建設業者に周知するものとする。

(落札者の履行責任)

第15条 落札者は、請負契約後、自らの提出した技術提案を履行する責任を有する。また、技術提案が適正と認められたことにより、設計図書において施工方法等の指定がされていない部分の工事に関する責任が軽減されるものではない。

- 2 技術提案が履行できなかった場合で再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行うこととする。なお、この旨を入札説明書又は、技術資料作成要領及び契約書に記載するものとする。

(試行)

第16条 当該要領にもとづく総合評価方式については、部分的にこの要領によらず試行することができるものとする。ただし、その場合は入札公告に係る掲示にその旨を記載することとする。

附 則

この要領は、平成16年6月1日から施行する。

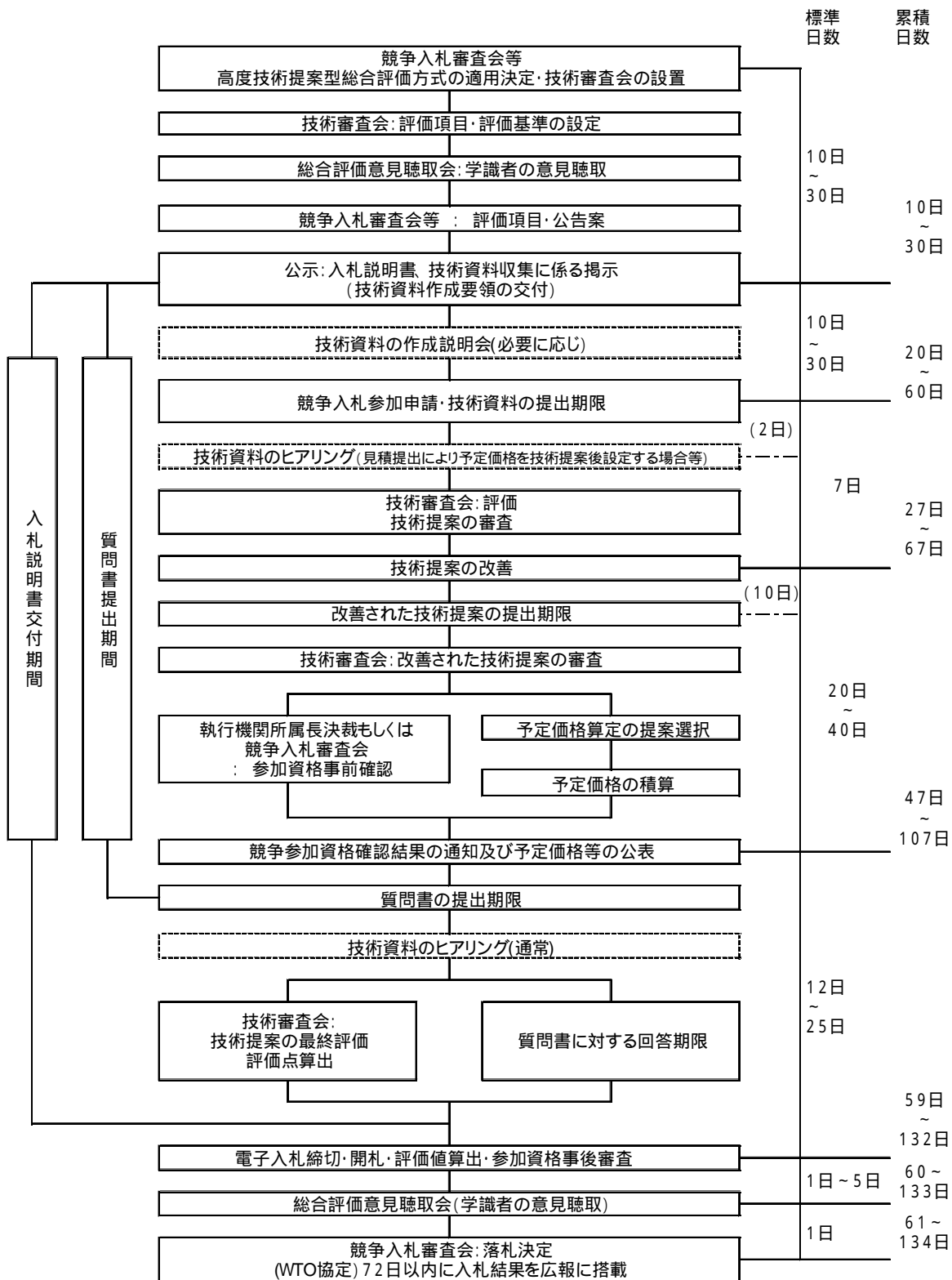
この要領は、平成18年6月1日から施行する。

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

(別紙1)

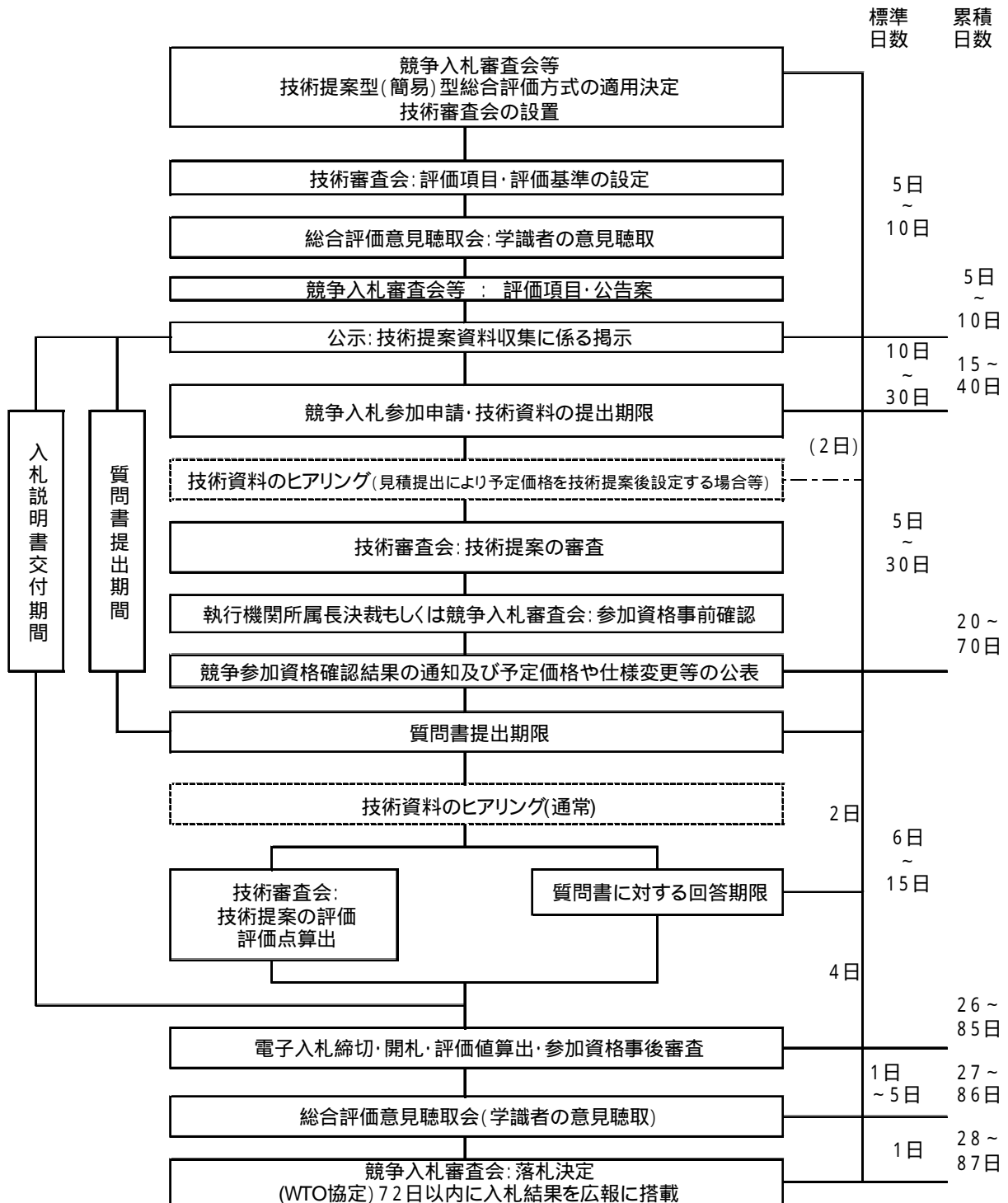
高度技術提案型総合評価方式(一般競争入札)



注 競争参加資格がないと認められた者については、「競争参加資格がないと認められた理由の説明要求」や「理由説明要求に対する回答」に対応すること
 フローに示す日数は、参考日数である。
 土曜日、日曜日、祝日等を除いた日数で設定することにより、手続きを行える日数が確保されるよう配慮すること
 「---」は、必要に応じ実施。但し、必ずいずれか1回は実施するものとする。

(別紙2)

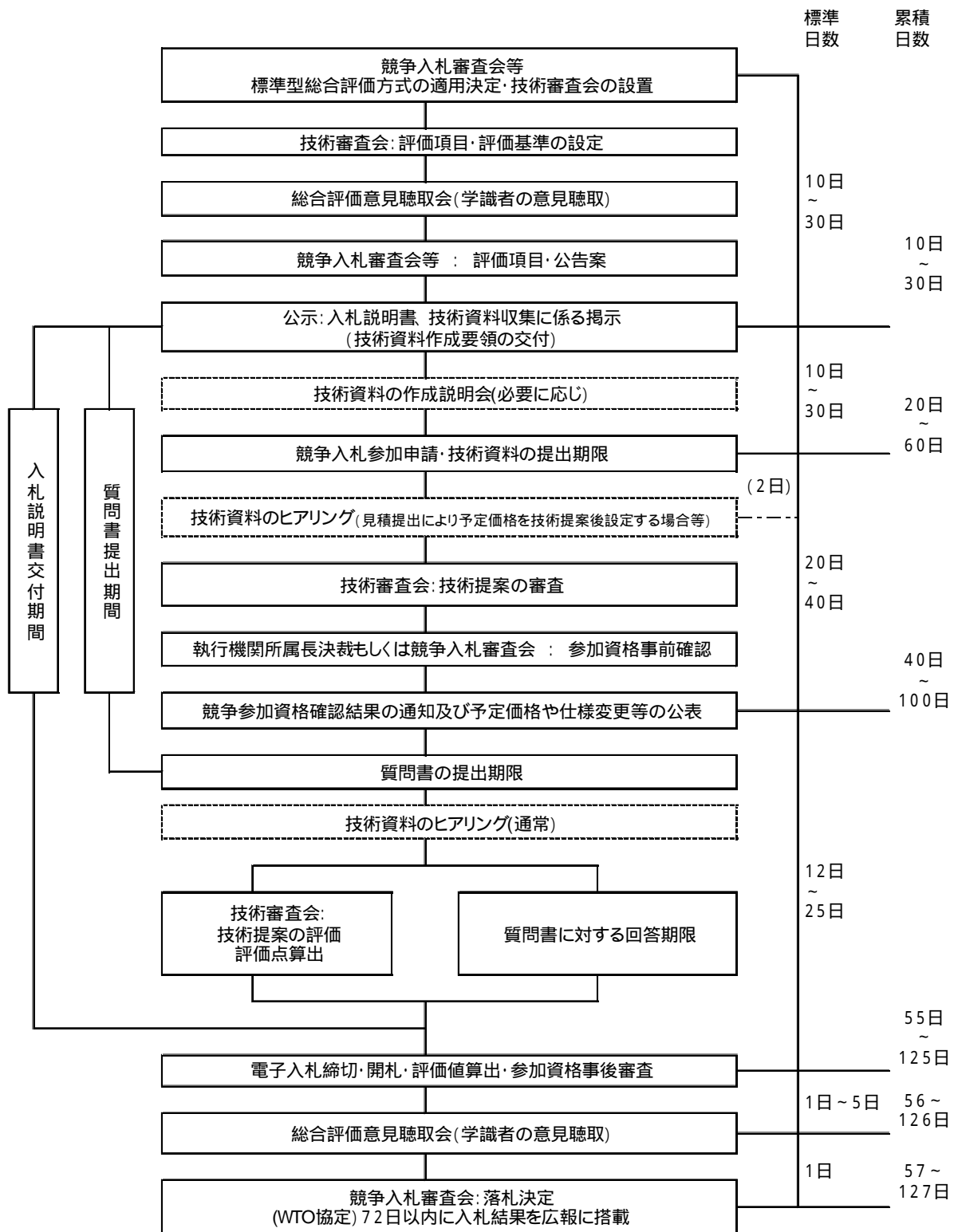
簡易型総合評価方式(一般競争入札)



注 積算基準や参考とする積算資料がないものについては、技術提案に含めた総合評価を行うことがあります。
 競争参加資格がないと認められた者については、「競争参加資格がないと認められた理由の説明要求」や「理由説明要求に対する回答」に対応すること
 フローに示す日数は、参考日数である。
 土曜日、日曜日、祝日等を除いた日数で設定することにより、手続きを行える日数が確保されるよう配慮すること
 〃〃〃は、必要に応じ実施。但し、必ずいずれか1回は実施するものとする。

(別紙3)

標準型総合評価方式(一般競争入札)



注 積算基準や参考とする積算資料がないものについては、技術提案に含めた総合評価を行うことがあります。
 競争参加資格がないと認められた者については、「競争参加資格がないと認められた理由の説明要求」や「理由説明要求に対する回答」に対応すること
 フローに示す日数は、参考日数である。
 土曜日、日曜日、祝日等を除いた日数で設定することにより、手続きを行える日数が確保されるよう配慮すること
 「---」は、必要に応じ実施。但し、必ずいずれか1回は実施するものとする。

(別紙4)

総合評価方式技術審査会の構成(案)

1. 本庁決裁案件のとき

(1) 議会案件の場合

標準・高度技術提案型総合評価方式の場合

会 長	総括室長等(分野問わず)
副 会 長	事業担当室 室長
副 会 長	他分野 室長
委 員	他分野 副室長(事務、技術)
委 員	他分野 副室長(技術)
委 員	他分野 主幹又は主査(技術)
委 員	地域機関 室長又は課長(技術)

簡易型総合評価方式の場合

会 長	他分野 技術室長
副 会 長	事業担当室 副室長(技術)
副 会 長	他分野 副室長(技術)
委 員	他分野 副室長(事務、技術)
委 員	地域機関 室長又は課長(技術)

(2) 議会案件以外の場合(2億円以上～5億円未満)

標準・高度技術提案型総合評価方式の場合

会 長	他分野 技術室長
副 会 長	事業担当室 副室長(技術)
副 会 長	他分野 副室長(技術)
委 員	他分野 主幹又は主査(事務・技術)
委 員	地域機関 課長又は課長代理(技術)

簡易型総合評価方式の場合

会 長	他分野 技術室長
副 会 長	事業担当室 副室長(技術)
副 会 長	他分野 副室長(技術)
委 員	他分野 主幹又は主査(事務・建築・技術等)
委 員	地域機関 課長又は課長代理(土木等技術)

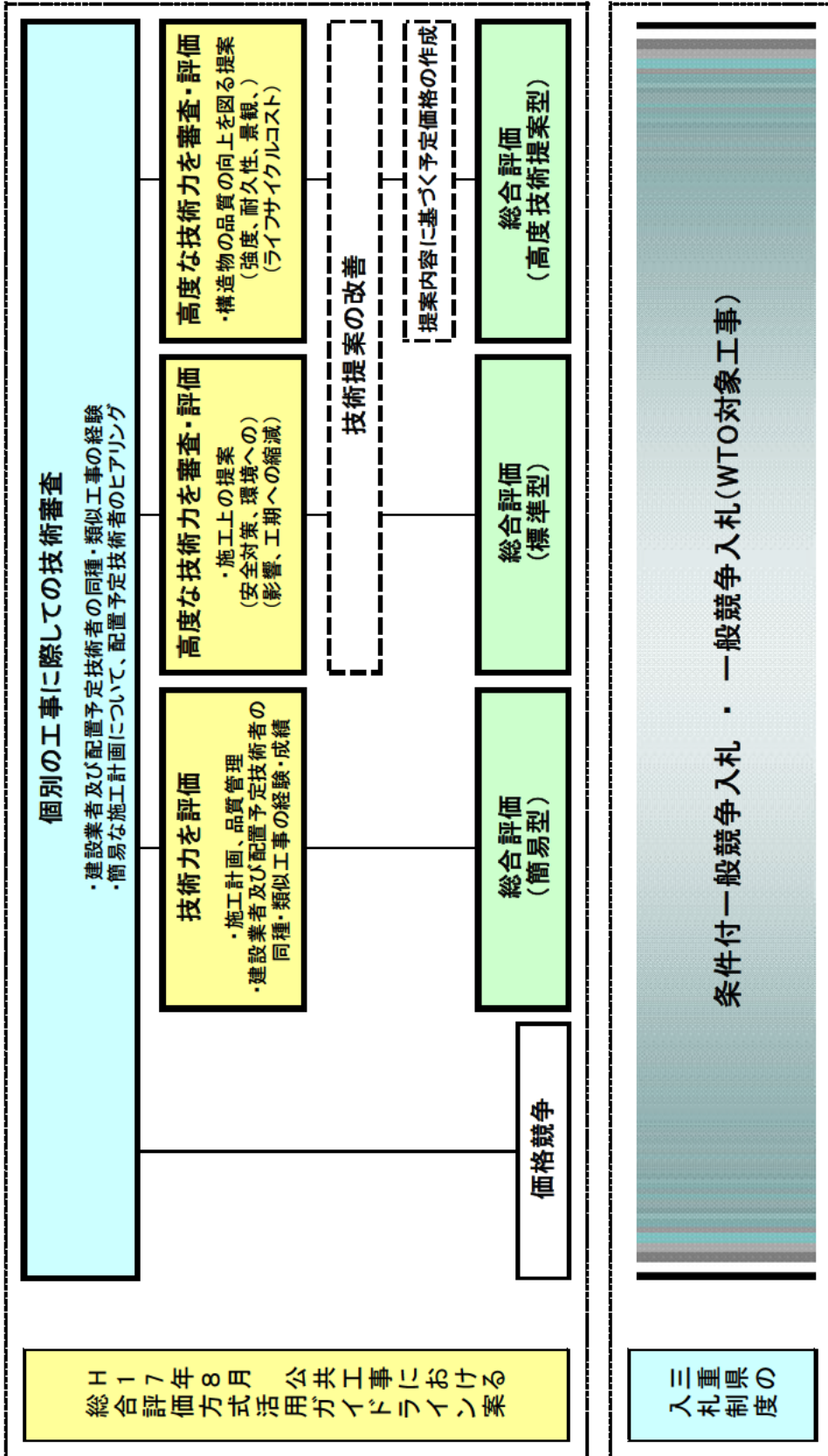
2. 地域機関決裁案件のとき(2億円未満)

会 長	事業担当室以外 室長
副 会 長	事業担当室 室長又は課長(技術)
委 員	他課 課長又は課長代理(事務・技術)
委 員	他課 課長又は課長代理(技術)
委 員	他課 課長代理又は主査(技術)

- (注1) 上記構成は(案)であり、対象発注工事の工事内容・工事規模等により、その構成を設定するものとする。
- (注2) 委員の選定にあたっては多分野からの技術力を確保することが望ましいことから、事業担当分野に限定せず、他分野も含めたなかから選出することとする。また、他分野委員は事務等1名、技術2名の構成を基本とする。
- (注3) 地域機関における委員会の設置にあたっては、必要に応じ本庁事業室、他地域機関・他部署からの委員参加協力を求めることができる。
- (注4) 県土整備部においては、総合評価方式の技術審査に関する専門組織として、「入札管理室」を設置することとし、県土整備部所管事業の総合評価方式技術審査会の構成(案)は別途定める。

総合評価方式と三重県の入札制度

(参考)



注) 積算基準や参考とする積算資料がないものについては、技術提案に含めた総合評価を行うことがあります。

様式 - 2

番号	項目内容
(1) 標準案と、VE提案の内容の対比	
【標準案】・・・略図等	【改善案】・・・略図等
(2) 提案理由	
(3) VE提案の実施方法(材料仕様、施工要領等を記入)	
(4) 品質保証の証明(品質保証書の添付等)	
(5) その他	

様式 - 4

番号	項目内容
----	------

(1) 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項

(2) V E 提案が採用された場合に留意すべき事項 (提案内容の公表に係る所見等)

総合評価方式 技術提案評定調査

工事番号： 工事名：	提案者：
-------------------	------

評価基準（例）

評価項目	評価内容	配 分 点				小 計	備 考
		基礎点 100点満点	優 (10)点	良 (5)点	可 (0)点		
1 総合的なコスト に関する事項	工事価格						
	補償額等						
	維持更新費						
	その他						
2 工事目的物の 性能・機能に に関する事項	初期性能						
	耐久性						
	安全性						
	美観						
	維持管理						
	その他						
3 社会的要請に に関する事項	環境対策						
	省資源・ リサイクル						
	安全対策						
	その他						
合計点							

注1) 上表「評価内容」・「配分点」は判定方式の一例であり、発注工事ごとに数値方式・順位方式等設定するものとする。

注2) 「3.社会的要請に関する事項 その他」では、その地域において特に配慮すべき事項に対する対応策についての知識など、「地域の特性についての評価」を行うことができる。

2007.10.01

様式 - 6

平成 年 月 日

総合評価方式 技術提案採否通知書

住 所

商号または名称

代表者名

様

三 重 県 知 事

印

総合評価方式実施要領に基づき、平成 年 月 日付けで提出されましたV E 提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

記

- 1 . 工事番号
- 2 . 工事名
- 3 . 審査結果
採用することができる。
採用することができない。
- 4 . 採用することができない理由

以上